豊臣政権の次夫・次馬・次飛脚 ・次船制について

はじめに

たらたらにつまた、是互気につ思力な複巻へつち事でいる持体になく、機関の関の通信・輸送を迅速かつ確実にするために、政権がその経(文禄の役)の実施にあたり、軍勢発進基地となった肥前名護屋と京・豊臣政権の次夫・次馬・次飛脚・次船制は、第一次朝鮮侵略戦争

そもそもこの制度に深く関与し、そのため両氏関連の史料も数多大名として、この制度に深く関与し、そのため京都聚楽第に居る関白秀次との緊密な連絡や補給を維持し、さらに大坂城の留守を預かる北政所との緊密な連絡や補給を維持し、さらに大坂城の留守を預かる北政所との緊密な連絡や補給を維持し、さらに大坂城の留守を預かる北政所との緊密な連絡や補給を維持し、さらに大坂城の留守を預かる北政所との緊密な連絡や補給を維持し、さらに大坂城の留守を預かる北政所との緊密な連絡や補給を維持し、さらに大坂城の留守を預かる北政所との緊密な連絡や補給を維持し、さらに大坂城の留守を預かる北政所との発信という、とりわけ備中・伯耆の西部から長門赤間の表表をである。

のか、という点を知るには最適の素材と思われる。され、さらに当該期の地域大名や諸領主がそれにどのように関与した職の地位にある関白秀次との通信・輸送制度がどのように構築・利用て、軍事指導者でありかつ最高実力者である秀吉と、国家公権の最高したがって、海外派兵という国を挙げての重要政策の遂行におい

法としての内容、そして実際の運用状況について具体的に検討するこその関係史料を紹介するとともに、その法制化までの歴史的経緯と、そこで本稿では、豊臣政権の次夫・次馬・次飛脚・次船制について、

本多博之

た影響について明らかにしたい。ととにより、この制度の開設目的とその実態、そして地域大名らに与え

一 成立過程

より歴史上登場する。 九二)正月二十四日付けで豊臣秀吉朱印状の次飛脚および次船指令に豊臣政権の次夫・次馬・次飛脚・次船制は、まず天正二十年(一五

条)間の「次飛脚」の指令も同様に出している(四号)。田間(三号)の「次飛脚」による迅速な連絡を指令している。また、田間(三号)の「次飛脚」による迅速な連絡を指令している。また、対して「御本陣」である肥前名護屋から畿内に向けて、「御朱印次第」対して「御本陣」である肥前名護屋から畿内に向けて、「御朱印次第」対して「御本陣」である肥前名護屋から畿内に向けて、「御朱印次第」がして、「御本陣」である肥前名護屋から畿内に向けて、「御朱印次第」がして、「御本陣」である。

いて、同様の迅速な対応を求めている。また毛利輝元に瀬戸・尾道間(七号)および鞆・塩飽間(八号)につまた毛利輝元に瀬戸・尾道間(七号)および芦屋・小倉間(六号)、吉が小早川隆景に博多・芦屋間(五号)および芦屋・小倉間(六号)、さらに、陸路の「次飛脚」に対し、海路の「次船」についても、秀さらに、陸路の「次飛脚」に対し、海路の「次船」についても、秀

よって発令されていることが注目されよう。を前提とする指令であったと理解される。しかもそれが、まず秀吉にのであり、同時に軍勢発進基地である肥前名護屋への秀吉自身の出陣これらは、同年正月五日の諸大名への朝鮮出兵の布達に連動するも

=が、正月二十四日付けの秀吉朱印状に呼応するように発令されていさて、翌二月には関白秀次によって「継飛脚」および「継舟」の指

じていることが確認できる。
じていることが確認できる。
いっちなおち、「継飛脚」については周防本郷・富田間で「周防本郷る。すなわち、「継飛脚」については周防本郷・富田間で「総前にていることが確認できる。

次夫・次馬・次飛脚・次船制である。 え、第一次朝鮮出兵の際に導入したのが、今回取り上げる豊臣政権の 届けるよう秀吉が朱印状で命じている。そしてこうした経験をふま て人(囚人・女性・職人・芸能民など)を京まで安全かつ確実に送り 川広家を入れ、彼らを中継点として朱印状など文書や物品・馬、 城も加わる)に小早川隆景、 所と京の聚楽第を結ぶ通信・輸送の必要から、 るように、 こうした次立の仕組みが登場する前史としては、 や「町送」がある。東国に向けての出陣により、 天正十八年の小田原攻めの際 同星崎城(のち三河岡崎城に変更)に吉 (五月~七月) に利用された 尾張清須城 谷徹也氏が指摘 (のち星崎 自身の陣 す

なすことができる。

なすことができる。

なすことができる。

なすことができる。

なすことができる。

なすことができる。

なすことができる。

なすことができる。

なすことができる。

一 法制化とその内容

秀吉が肥前名護屋に向けて出発する前の天正二十年正月の秀吉朱印

護屋への出発を準備していた八月に法制化される。の、生母大政所の危篤(のち逝去)でいったん帰坂した秀吉が再び名次夫・次馬・次飛脚・次船制は、四月に肥前名護屋城に入城したもの状および二月の秀次朱印状により、その枠組みが作られた豊臣政権の

とに、 いては後述したい。 的には十分信頼できる。なお注目されるのは、「銭定之儀被仰付侯. もの(一五号)も写しではあるが、同様の文言を持つことから、内容 白殿」の その関係各所に「公用百貫文」が渡し置かれることになったので、「関 実犯於顕然者、 および「奉行共之判形候任高札之旨、及異儀族在之者、 市)所蔵のもの(一四号)のみである。ただ、「巻子本厳島文書」 すことを命じた内容である。 処理することを命じ、 すことはできない。それは年欠八月二十四日付けのもので、このたび 同じ頃、これに合わせて豊臣秀吉朱印状が発給されている事実も見逃 (一四・一五・一六号) が、原文書としては花岡八幡宮(山口県下松 「京都大坂与名護屋」の間に「海陸続夫次馬次船」の制度が発足し、 それは国家公権の最高職である関白の地位にある豊臣秀次の名の 陸路・海路上の主要な宿駅や港町に対して布達された。 「下知」に従って「印判書付次第」に「代物」を渡して会計 速可処厳科候」という文言の存在であるが、これにつ 銭百貫文の運搬にあたった使者達に受取状を渡 管見によれば現在三点ほど確認できる 召出遂礼明、 しかし

次夫・次馬・次飛脚と、海路の次船とに分けて発給されたものと思わ での次馬・次夫・次飛脚について途中陸路の宿駅二二をすべて列挙し 臣秀次朱印状(一七号)であり、 れるのは、東京大学史料編纂所写真帳 で法令の施行内容を詳細に明記したものである。 さて、豊臣秀次朱印状は、天正二十年八月日付けのもので、 で示していることである。具体的には、兵庫 その間の距離を里数(京都から肥前名護屋までの総距離は一七〇 陸路の各宿駅、 海路の各港ごとに通達されたのであり、 そこには京・大坂から肥前名護屋ま 『尊経閣古文書纂 そのなかでも注目さ (摂津国)、 三四』の豊 箇条書き 明石

処理することを命じている 印状、および北政所の黒印状を受領するとともに、料金を渡して会計 荷物は一荷一○貫目と定めている。そしてその上で、秀次や秀吉の朱 合一人あたり一里三文とし、しかも馬の荷物は一駄三○貫目、人夫の り一里「精銭」一〇文、次夫の場合一人あたり一里四文、次飛脚の場 に従って、次夫・次馬・次飛脚での連絡・輸送を命じるが、各所には いは休憩した所とほぼ重なる地名が列挙されている(参考史料一号)。 れた場所であり、 は豊臣政権によって京・大坂から名護屋までの宿駅として位置づけら 玖珂・花岡・天神府(以上周防国)、山中・埴生・赤間関 「精銭百貫文」が置かれ、利用する際の料金として馬の場合一匹あた 「名こやよりハ 大閤様御朱印」 「大坂よりハー北政所殿御をして」(大坂城の北政所黒印状)、 そして、「京よりハ 関白殿御朱印」(京都聚楽第の関白秀次朱印状)、 神辺・三原 (豊前国)、 (以上播磨国)、片上・岡山 実際名護屋に布陣した秀吉が帰国する際に宿泊ある (以上備後国)、西条・広島・小方 (以上安芸国)・ 宗像・名島・深江 (肥前名護屋城の太閤秀吉朱印状) (以上筑前国) であり、これ (以上備前 国)、矢掛 (以上長門 さらに

のである(一九・二二号)。印状」があり、これは宿駅「岡山」と「深江」に対して布達されたも上巻』所収「赤坂町安楽寺所蔵文書」と宮内庁書陵部所蔵「豊臣家朱上さ、この史料に比較的近い内容を持つものとして、『不破郡史

在していたと推測される。若干異なる点からも、次夫・次馬・次飛脚関係の法令は、複数系統存この三点は文言内容がほぼ同じである。「岡山」「深江」宛の法令とは神府宿奉行」に宛てたものが確認できる(一八・二〇・二一号)が、また、陸路については、このほかにも「兵庫奉行」「花岡奉行」「天

五号)の文書内容はほぼ等しく、写しである兵庫・宮島のものも、そてた四点が確認できる(二三~二六号)。そのうち、三点(二三~二さて、次船に関するものとしては、現時点で兵庫・宮島・下関に宛

ついては不明である。

一ついては不明である。

一ついては不明である。

の原本は同じ右筆の手になるものであった可能性が高い。内容としての原本は同じ右筆の手になるものであった可能性が高い。内容としての原本は同じ右筆の手になるものであった可能性が高い。内容としての原本は同じ右筆の手になるものであった可能性が高い。内容としての原本は同じ右筆の手になるものであった可能性が高い。内容としての原本は同じ右筆の手になるものであった可能性が高い。内容としての原本は同じ右筆の手になるものであった可能性が高い。内容としてのの原本は同じ右筆の手になるものであった可能性が高い。内容としてのの原本は同じ右筆の手になるものであった可能性が高い。内容としての原本は同じ右筆の手になるものであった可能性が高い。内容として

遣之精銭」もしくは「一文つかひの精銭」に対応する銭貨を意味して 扱い規程である。ここに見られる「悪銭」とは、 増を入可請取事」(二六号)といった、「悪銭」を使用した場合の取 あるいは「但奉行相紛悪銭をつかひ候者、 の銭貨がまさに一枚一文で通用する「精銭」であり、 化するのに伴い、陸海路の各宿駅・港に支給した「公用」一〇〇貫文 いるのであり、これは豊臣政権が次夫・次馬・次飛脚・次船制を法制 を遣候ハヽ、御定之ことく何銭にても増を入可請取之事」(二三号)、 のことく何銭たてと増を入て可請取事」(一九号)、「但奉行相紛悪銭 そして、ここで注目されるのが 「精銭」基準であったことを示すものである。 「但奉行相紛悪銭を遣候 御定のことく何せんにても 同じ法令中の この制度の料金 二文 定

貨が悪銭である場合、「増を入」れて授受する行為が政権によって認 準の料金規定を成立させたものと言えよう。 京・大坂と肥前名護屋とを結ぶ長距離通信輸送体制を構築するために 臣政権としては銭貨に対する具体的な施策を実施していない以上、 設定の必要性が とに多様な銭貨が異なる価値を持って広く流通していたのであり、 このことに関しては拙著でも述べたが、当時の日本国内では地域ご 中央政権として統 や「一文つかひの精銭」 の広範囲の流通という社会状況のもと、 「公用」 基準による料金設定が必要であり、「一文遣 銭貨としての はその役割を担った銭貨と思われる。 「精銭」 付言するが、 の採用と、 統一基準による料金 使用する銭 「精銭」基

おいてまさに法令によって制度化されるに至ったのである。大坂と名護屋間の陸海路における通信・輸送の仕組みは、同年八月にこのように、天正二十年正月・二月に大枠が決められていた、京・められるところに当時の銭貨取引の実態がうかがえる。

二 運用状況

るまでの時期に相当する。以下、具体的に見たい。から側室淀の男子出産(拾丸、のちの秀頼)により翌年八月に帰坂す(一五九三)七月頃まで確認できる。まさに、秀吉の名護屋再下向の化されるが、それが実際に運用された事例が同九月頃から翌文禄二年天正二十年八月の発令により、次夫・次馬・次飛脚・次船制は制度

京・大坂方面からは数々の品物が「つゝら」(葛龍)に入れられ、

端帆二 四〇号)らの人々も能役者・謡曲師などの面々かと推測される。そし 津田右兵衛尉・弥石与次郎・八幡之笛助左衛門・森喜太郎」(三九・ などの能装束や能道具のほか、 内容の特に顕著なものとして能関係の品物や役者が確認できる。 あるところから、 や鏡・鏡台(五〇・五一号)などの次船による輸送が確認できる。特 も肥前名護屋の秀吉の許に陸路・海路を通じて行われている。 あるいは「こもつゝミ」(薦包み)の形で輸送されたほか、 政所黒印状(五〇号)の場合、それに添えられた帥法印歓仲書状 一号)が兵庫・室・鞆・瀬戸・上関・下関の各船奉行に宛てたもので (四九号)・「御のふの御道具」(五二号)・「御能之御道具」(六三号) まず、大坂城の北政所からは「信州河中嶋」の「苧口千貫目」が三 が大坂城の北政所によって送り届けられている。また、「女大夫・ 鏡・鏡台・道具類の輸送を指令した文禄二年三月十八日付けの北 「御のふの御小袖」(三八号)・「御のふだうく入候御つゝら弐ツ」 | 艘の船によって運ばれた (三六号) ほか、酒 (三九・四〇号) 海上輸送の中継港を知ることができる。 「女のふつかまつり候ちぼ大夫」(四一 また、 人の運搬 たと 輸送 五

> 送において大坂の方が便利であったことがうかがえる。 坂城の北政所が対応している点が興味深く、鉄砲火薬の入手や海上輪の輸送事例として貴重である。しかも京都聚楽第の秀次ではなく、大の秀吉から鉄砲火薬の緊急輸送が命じられたものと思われ、軍需物資五号)。「御いそきの御用」「大事之御薬」とあるように、肥前名護屋工注目されるのが、「御てつはうの薬」の名護屋への輸送である(四

可欠であったと考えられる。 るめに多数の医師が集められ、名護屋を経て朝鮮半島に送り届けられ 生活に利用されるものであった半面、戦場での負傷兵や病人を救護す られた能役者や能道具のほか様々な品物が秀吉の城中での余興や日常 師派遣が緊急課題の一つであった。したがって、北政所から送り届け れたり負傷する者が相次ぎ、前線の兵士の間にも厭戦感情が高まりつ 出兵開始後約十ケ月が経過した頃であり、 医師を多数徴発して派遣するものであった(参考史料二号)。当時は 件であった模様で、『多聞院日記』にも見られるように、奈良や京の とりわけ文禄二年二月の「医師三十五人」の派遣は奈良周辺では大事 といった人々の運搬、 修理亮」(三三・三四号)・「竹俣和泉」「上下弐拾人」(四六・四七号) ためにも、次夫・次馬・次飛脚・次船制という通信輸送制度は必要不 た状況をふまえるならば、名護屋城に布陣する秀吉の政治目的達成の つあった頃である。名護屋に布陣している秀吉にとっては、多数の医 ていることが興味深い。 の輸送が確認できるが、 また、京都聚楽第の関白秀次からも能道具 正確には派遣とも見なされる行為が目を引く。 さらに、「医師三十五人」(四四号) それ以外に鷹や鶴(三一・三二号) 朝鮮半島の戦場では病に倒 「四拾五荷分」 が送られ や「吉田

船は四端帆と定められていたが、実際には四端帆以外にも様々な大き四号)の船が利用されていたことがわかる。もともと、法令の上で次端帆か)、さらに京・奈良の医師三五名の派遣の場合は八端帆二艘(四四端帆一艘(三九・四〇・五〇・五一号、但し五一号の場合実際は六ところで、海上の次船輸送の事例によれば、三端帆二艘(三六号)、

なされていたことがわかる。 さの船が利用されていたのであり、現状に即して法令の柔軟な適用

えてくれるように思われる。 制であるが、本来の目的がどこにあったのか、誰が主導したのか、 るならば、 は求められた物や人を送り届けていたと理解したい。この点をふまえ 派遣を求める書簡が主なものであり、 る秀吉の城中での生活や朝鮮半島の戦場で必要な物資の輸送や人材の な通信のために次飛脚を専ら利用したのであり、それは名護屋城に居 の出現が待たれるが、現段階では秀吉の場合、 九・六○・六一・六二号)の利用が見られるだけである。 号)以外には確認できず、そのほかは大坂までの次飛脚 物の輸送としては「御ちやつほ」の 肥前名護屋に布陣していた太閤秀吉の利用状況であるが、品 関白秀次によって法制化された次夫・次馬・次飛脚・次船 「次夫」一〇人による運搬 京の関白秀次や大坂城の北政所 京・大坂方面への迅速 新たな史料 (五三・五 (四八 教

が利用されていた(四一・四三号)ことが確認できる。に「伝馬壱疋」が、また秀次朱印状による能道具輸送に「伝馬人足」なお、次馬の事例としては、北政所黒印状による「ちぼ大夫」派遣

運用している事例が多数見られる(五九・六〇・六二号)。 運用している事例が多数見られる(五九・六〇・六二号)。 を大い対し、規程通りに賃金が支給されていたことを裏付けるものであた。また次飛脚については、天正二十年八月法令で一人一里三文と規夫に対し、規程通りに賃金が支給されていたことを裏付けるものであまた次飛脚については、天正二十年八月法令で一人一里三文と規夫に対し、規程通りに賃金が支給されていたことを裏付けるものである。また次飛脚については、天正二十年八月法令で一人一里三文と規夫に対し、規程通りに賃金が支給されている事例が多数見られる(五九・六〇・六二号)。

したがって、次船の大きさも含め、実際の運用においては多少異なしたがって、次船の大きさも含め、実際の運用においては多少異なしたがって、次船の大きさも含め、実際の運用においては多少異な

四 毛利・小早川両氏と次夫・次馬・次飛脚・次船型

隆景の領国内のものである。
されているが、その多くが中国地方の大名毛利輝元と筑前国主小早川る形で設定されており、史料も様々な場所・人に宛てられたものが残海路の通信・輸送制度であり、多くの大名・領主の支配領域を横断す次夫・次馬・次飛脚・次船制は、京・大坂と肥前名護屋とを結ぶ陸

大学に述べたように、この制度の枠組みができたのは天正二十年正本でに述べたように、この制度の枠組みができたのは天正二十年正すでに述べたように、この制度の枠組みができたのは天正二十年正すでに述べたように、この制度の枠組みができたのは天正二十年正すでに述べたように、この制度の枠組みができたのは天正二十年正すでに述べたように、この制度の枠組みができたのは天正二十年正すでに述べたように、この制度の枠組みができたのは天正二十年正すでに述べたように、この制度の枠組みができたのは天正二十年正すでに述べたように、この制度の枠組みができたのは天正二十年正

であったことがわかるほかは、詳しい伝来が不明である。 豊臣政権の次船制については、長門赤間関における実際の運用状況 豊臣政権の次船制については、長門赤間関における実際の運用状況 豊臣政権の次船制については、長門赤間関における実際の運用状況 豊臣政権の次船制については、長門赤間関における実際の運用状況

れぞれ「佐甲家文書」および「伊藤家文書」として伝来しており、次に宛てた埴生までの次夫指令である豊臣秀吉朱印状(四八号)が、そる豊臣秀次朱印状(二五号)と、文禄二年三月五日付けで「赤間関」しかし、天正二十年八月付けで「下のせき」に宛てた次船法令であ

家である。したが、この活動したほか、こ なすことができる 重要な位置を占めてい 地において従来から流通経済に通じ、 船制は、 して派遣した高須元兼・井上元治のもとで関役徴収など関町役人とし にとって必要不可欠であり、 る存在は大内氏滅亡後、 動する有力特権商人であり、 夫・次馬・次飛脚・次船制の運用状況の一端を浮き彫りにしてくれる。 基本的に政権内部の人間の派遣によるものではなく、港町現 したがって、こうした事実をふまえるならば豊臣政権の次 中世大内氏時代以来、 近世には伊藤家とともに赤間関の町年寄をつとめた た者を登用して制度の運用をはかっていたとみ 直轄関として赤間関の支配を推進する毛利氏 輝元支配期の天正年間には赤間関代官と 当地の事情に精通し、 赤間関の問 地域大名の経済政策においても (丸) として広範囲に活 かつ武力も保持す

めて依託したものと推測される。 での宿送り業務を、 飛脚制を整備するにあたって、 が自然であり、 期になつて突如発生したというよりも、それ以前に遡ると理解する方 れる(参考史料三号)が、この 指令のもと、「花岡御宿上下之御用方」をつとめていたことが確認さ 院」については、慶長初年頃に毛利輝元の側近奉行である佐世元嘉の るが、これはもともと社坊の筆頭「地蔵院」の所蔵であった。 日付の二点の朱印状(二○・一四号)が現在花岡八幡宮に伝来してい また、次夫・次馬・次飛脚を指令する天正二十年八月と八月二十 豊臣政権は京・大坂と肥前名護屋間の次夫・次馬・次 従来から同様の業務を担っていた 山陽道の主要な宿駅の一つである花岡 「地蔵院」の宿送りの機能は豊臣政権 「地蔵院」に改

ある筑前深江の宿送り業務に神保源右衛門尉が関与していたことになられる。すなわち、小早川領国内を走る幹線路の主要な宿駅の一つでられる。すなわち、小早川領国内を走る幹線路の主要な宿駅の一つで早川隆景配下の実務役人であった神保源右衛門尉に宛てたものと考えれはその他残された文書群から推察するに、豊臣政権下の筑前大名小飛脚について筑前「ふか江」宛てで発給した文書(六〇号)だが、こ飛脚について筑前「ふか江」宛てで発給した文書(六〇号)だが、これだ、文禄二年六月二十九日付けの豊臣秀吉朱印状は大坂までの次

役を務めている。

一般を表現している。

一般を表現している。

一般を表現している。

一般を表現しているの。

一般である。

一般では、

一般である。

一般では、

度を確立していたとは必ずしも言えない。むしろ毛利氏は、 仮に山陽道一つをとっても、 長両国の山陽道ですでにこの頃整備されていたことになる。 半から文禄年間までのものと思われるが、 届けることを指令したもの(参考史料四号) 力として国衆領内を走る街道に点在する市町の宿駅機能の掌握につと 三左衛門尉)という名乗りから推察すると、年代としては天正年間後 つゝ五丁・こつゝ十丁」を「伝馬弐疋」によって広島まで大切に送り これは、 たえず領国内交通網の整備をはかっていたものと考えられる。 輝元側近の佐世元嘉が「宿々諸市目代」に宛てて「鉄砲中 毛利氏が領国規模でこうした公用輸送制 毛利氏の公用輸送制度が防 で、元嘉の「与三左」(与 広域公権 しかし、

構成であった諸地域の陸海交通路をある意味で単純・画一化させ、さ的な公用輸送制度の開設とその運用は、異なる歴史背景のもと複雑なの整備を促進する役割をはたしたと考えられる。中央政権による国家地域大名の公用輸送制度に依存しながらも、一方でその領国内交通路その意味で、豊臣政権の次夫・次馬・次飛脚・次船制は、こうした

国内交通路の整備を推し進める結果になったものと思われる。社会構造の成立をも促進したのであり、こうした傾向が地域大名の領らに陸海路の宿駅や港町に周辺農漁村から人・馬・船を供給する地域

たいってこの真には、才原にも己園」と唇巻のとを毎毎面におい防国久米・富田の公領代官である張元至の許から出させている。許にある「米百石」を宛てているが、この時上関での宿泊を行を定め、その賄い方について指示しているもので、いで畿内に送り届ける際に、中継点に当たる下関・上関・蒲刈・鞆の各で畿内に送り届ける際に、中継点に当たる下関・上関・蒲刈・鞆の各で畿内に送り届ける際に、中継点に当たる下関・上関・蒲刈・鞆の各で畿内に送り届ける際に、中継点に当たる下関・上関・蒲刈・鞆の各で畿内に送り届ける際に、中継点に当たる下関・上関・蒲刈・鞆の各で畿内に送り届ける際に、中継点に当たる下関・上関・蒲刈・鞆の各で畿内に送り、と降の大田の公司では、才原に合意した唇巻のたを毎毎面におい防国久米・富田の公領代官である張元至の許和ら出させている。

したがってこの頃には、財源にも配慮した宿送りを陸海両面において実現していたのであり、毛利氏の領国内幹線路も、豊臣政権下、文禄年間から慶長年間にかけてより整備されたものと思われる。なお、禄年間から慶長年間にかけてより整備されたものと思われる。なお、初年間がら慶長年間にかけてより整備されたものと思われる。なお、翌年には第二次朝鮮侵略戦争(慶長の役)が開始され、秀吉は七月二世、即座の対応を命じている(参考史料六号)が、大名に対する指令という点で天正二十年初頭と同じ形態をとるものの、地域大名の領国内交通路の整備状況の面から言えば、そこには、大きな段階差が存在していたものと思われる。

より、豊臣政権の次夫・次馬・次飛脚・次船制の実際の運用状況とそすでに生まれつつあったものと思われる。今後、新たな史料の出現に国内交通路の整備を促進する面もあったと推測され、慶長初年には山国内交通路の整備を促進する面もあったと推測され、慶長初年には山国内交通路の整備を促進する面もあったと推測され、慶長初年には山田があったものの、その一方で毛利氏や小早川氏など地域大名の領短期間であり、しかも開設時には従来から存在した交通体系に依存する面があったものと思われる。今後、新たな史料の出現には近れる。

される。 れがもたらした様々な影響について、さらに明らかになることが期

おわりに

朱印状や黒印状が行き交うような状況は無くなった。主に京都伏見城にあって指揮をとったため、京・大坂と肥前名護屋を二次朝鮮侵略戦争の際には、秀次はすでにこの世になく、秀吉自身も国したことで、次夫・次馬・次飛脚・次船制はその役目を終える。第文禄二年八月に、秀吉が第二子の誕生により肥前名護屋を離れて帰

や人材を肥前名護屋に向けて輸送・派遣する形でおこなわれた。
 豊臣政権の次夫・次馬・次飛脚・次船制は、関白秀次の名のもとに
 豊臣政権の次夫・次馬・次飛脚・次船制は、関白秀次の名のもとに

る。

交通路の整備もこれを機に、より一層促進されたと理解できるのであの諸大名の交通政策にも大きな影響を与えたのであり、領国規模でのの諸大名の交通政策にも大きな影響を与えたのであり、領国規模でのまた、この豊臣政権の陸海路における長距離通信輸送制度は、沿線

Ì

究』(二〇〇二年)の所収論文であるが、いわゆる雑誌論文では盤研究(C)(2)研究成果報告書 豊臣政権下毛利氏領国の研(1)本稿は、もともと『平成十年~十三年度科学研究費補助金 基

る。 を発表された後はその傾向がさらに強くなったため、新たな関係を発表された後はその傾向がさらに強くなったため、新たな関係政策-次舟・人留・人掃-」(『ヒストリア』二五一、二〇一五年)ないため問い合わせが多く、特に谷徹也氏が「朝鮮出兵時の国内

- 係史料八号も同様か。 して、実務を担当した者の手に渡っていたことが考えられる。関(2) 毛利輝元宛ての文書が『毛利家文書』に伝来していない理由と
- 五)。 館研究』第二号、一九九六年)に写真掲載している(標本四八一(3)長谷川博史「広島大学文学部所蔵の中世文書」(『広島大学博物
- (4) 谷氏註(1) 論文。
- (5) 『広島県史 古代中世資料編Ⅱ』所収。
- 第三編第一章「織豊政権の貨幣政策と石高制」。 (1) 出著『戦国織豊期の貨幣と石高制』(吉川弘文館、二〇〇六年)
- 世初期の撰銭令をめぐって」、青木書店、一九九九年)。 なったと評価されている(歴史学研究会編『越境する貨幣』所収「近(7) 安国良一氏は、この法令が江戸幕府による交通政策の基調に
- 閣検地』、校倉書房、一九九六年)。 駅制・通信の実務者であったされる(『豊臣政権の対外侵略と太(8) 中野等氏は、帥歓仲を北政所の所管である大坂から名護屋への
- 『下関市史 資料編V』にも見られる。 医平田道伯所蔵」として二六点が収録されている。なお、後者は伝来」)として二五点、『防長風土注進案14 小郡宰判』に「勘場(9)『萩藩閥閲録遺漏』巻三の三に「吉敷郡小郡勘場医師平田道伯
- 「長井家文書」として収録されている。 表装である。なお、原文書は『山口県史 史料編 中世2』に10)巻子が納められている木箱の蓋裏の箱書きによれば昭和十年の
- (11)『山口県史 史料編 中世4』所収

- 九八八年)。 『大名領国の経済構造』所収、岩波書店、二〇〇一年、初出は一(12) 岸田裕之「大名領国下における赤間関支配と問丸佐甲氏」(同
- 一○八号、一九九三年)。(13)拙稿「豊臣期筑前国における支配構造の展開」(『九州史学』第
- 構造』所収、初出は一九八四年)。(4) 岸田裕之「中世後期の地方経済と都市」(同『大名領国の経
- (15)『萩藩閥閲録』巻七八張久左衛門6。
- (6) 毛利輝元の時代に周防国佐波郡の郡司の地位にあった羽仁栄保という人物は、「天神国府宿奉行」宛ての天正二十年八月に秀次朱印状(次夫・次馬・次飛脚の制、関係史料二一号)を与えられた神工では、同年四月九日・十日に周防国府を通過した徳川家康・前た彼は、同年四月九日・十日に周防国府を通過した徳川家康・前に米や大豆など食料のほか薪・草・すくもなどを提供しており、に米や大豆など食料のほか薪・草・すくもなどを提供しており、に米や大豆など食料のほか薪・草・すくもなどを提供しており、たものと彼らは認識している(参考史料八~一三号)。

凡例

て一三点を追加した。 馬・次飛脚・次船制の関係史料六三点である。 本史料は、 第一次朝鮮侵略戦争時における豊臣政権の次夫・次 なお、 参考史料とし

に入れた。 関係史料の配列は年代順とした。年欠文書は推定して適当な箇所

、文書の料紙は、判明するもののみ 現行仮名に どは原形を残した。 字体は、 原則として文書の現状に近いものを採用し、 改めたが、江(え)、与(と)、茂(も)、者(は)な (折紙) などの形状を記した。 変体仮名は

、史料の本文には、適宜読点や並列点を付した。

のは口口とし、できないものは「」と表示した。 欠損等によって文字の判読が困難な場合は、字数が推定できるも

、「長井家文書」については、巻子に納められている順に通し番号 を付けたが、欠損部分で『萩藩閥閲録遺漏』や『防長風土注進案』 で囲んで表示した。 収録文書から推定可能な文字については、 「北政所」のように実線

関係史料

御本陣より次飛脚事、 豊臣秀吉朱印状 従名嶋宗像迄、 (『大日本古文書 小早川家文書』二八九号) 何時茂御朱印次第、 急速可差遣

(天正廿年) 堅可被申付候也、

之旨、

正月廿四日 (秀吉朱印)

羽柴筑前侍従とのへ

豊臣秀吉朱印状

御本陣より次飛脚事、従宗像小倉迄、何時茂御朱印次第、急速可差遣 (『小早川家文書』二九〇号)

> 之旨、 堅可被申付候也

(天正廿年)

正月廿四八) (秀吉朱印)

羽柴筑前侍従とのへ

御本陣より次飛脚事、従天神符富田迄、 Ξ 堅可被申付候也、 豊臣秀吉朱印状 (山口県文書館 何時茂御朱印次第、 一般郷土史料所収文書 急速可差 写真)

(天正廿年)

正月廿四日 (秀吉朱印)

羽柴安藝宰相とのへ

豊臣秀吉朱印状 (折紙)

自御本陣次飛脚事、 堅可被申付候也 従廣嶋四日市迄、 何時茂御朱印次第、 (京都・豊国神社文書) 急速可差遣

(天正廿年)

旨、

正月廿四日 (秀吉朱印)

羽柴安藝宰相とのへ

五 豊臣秀吉朱印状

御朱印次第、 自御本陣御用之儀、 急速可指遣之旨、 海上被仰越之刻、 堅可被申付候也、 次船事、 博多ゟ蘆屋迄、 何時も

(『小早川家文書』二八七号)

(天正廿年)

正月廿四日 (秀吉朱印)

羽柴筑前侍従とのへ

豊臣秀吉朱印状

従御本陣御用之儀、

も御朱印次第、急速可指遣之旨、堅可被申付候也

海上被仰越之刻、 次船之事、自蘆屋小倉迄、 (『小早川家文書』二八八号) 何時

(天正廿年)

正月廿四日 (秀吉朱印)

羽柴筑前侍従とのへ

従御本陣御用之儀、 も御朱印次第、急速可指遣之旨、堅可被申付候也、 **豊臣秀吉朱印状**(折紙)(『大日本古文書 毛利家文書』八七八号) 海上被仰越之刻、次船事、自瀬戸尾道まて、何時

(天正廿年)

正月廿四日 (秀吉朱印)

安藝宰相とのへ

御朱印次第、急速可指遣之旨、堅可被申付候也、 自御本陣御用之儀、海上被仰越之刻、次船事、 豊臣秀吉朱印状(折紙) (広島大学大学院文学研究科所蔵文書) 鞆ゟ塩飽まて、 何時も

(天正廿年)

正月廿四日 (秀吉朱印)

安藝宰相とのへ

御陣へ御用之節、継飛脚事、

何時茂御朱印次第、

周防本郷より同富田

(「閥閲録」巻一三三山縣四郎三郎21」)

豊臣秀次朱印状

まて、 早速可相届旨、堅可申付候也、

(天正廿年)

二月日 秀次公ノ御朱印

周防本郷ニて

安藝宰相代官

山中迄、 御陣へ御用之節、 0 早速可相届旨、堅可申付候也 豊臣秀次朱印状 継飛脚之事、何時も御朱印次第、 (山口県文書館 長府桂家文書「長府家老家什書写」) 周防天神府より同

(天正廿年)

二月日 秀次公御朱印

周防天神府にて

安藝宰相代官

包安藝宰相殿

小倉迄、 御陣へ御用之節、 豊臣秀次朱印状 早速可相届旨、堅可申付候也 継飛脚事、 (『佐賀県史料集成 二一』所収「松林氏所蔵文書」) 何時も御朱印次第、 長門赤間関より豊前

(天正廿年)

二月日 (秀次朱印)

長門赤間関ニて

安藝宰相代官

早速可相届旨、堅可申付候也、 御陣へ御用節、継飛脚事、何時も御朱印次第、筑前宗像より同名嶋迄、 **一二 豊臣秀次朱印状**(モト折紙ナラン) (『小早川家文書』三〇三号)

(天正廿年)

二月日) (秀次朱印)

筑前宗像にて

小早川代官

御朱印次第、早速可遣之旨、堅可申付候也 御陣へ御用之儀、被 Ξ 豊臣秀次朱印状(モト折紙ナラン) 仰出候刻、海上継舟之事、 (『小早川家文書』三〇六号) 何時も従蘆屋博多迄

(天正廿年)

二月日) (秀次朱印

筑前蘆屋にて

羽柴筑前侍従代官

(10)

四 豊臣秀吉朱印状(折紙)

坊・山路少兵衛・大嶋又右衛門尉可申聞候、 儀族在之者、 遂算用候、 被渡置候、 京都大坂与名護屋之間、 次銭定之儀被仰付候、 則関白殿如下知之、印判書付次第、 召出遂糺明、 海陸續夫次馬次船仕候所々江、公用百貫文宛 実犯於為顕然者、 奉行共之判形候、任高札之旨、及異 猶以万疋之鳥目預り置 速可處厳科候、委細大一 右之代物相渡、 (花岡八幡宮文書) 追而可

(天正廿年)

對両三使慥請取状可遣候也

八月廿四日 (秀吉朱印)

奉行

五 豊臣秀吉朱印状

預り置、 委細大一坊・山路少兵衛・大嶋又右衛門尉可申聞候、 候、若及異儀族有之者、召出遂糺明、 侯、就其銭定之儀被仰出侯、奉行共判形侯、 渡置候、 京都大坂与名護屋間、海陸次夫次馬次船仕候所々江、公用百貫文宛被 則関白殿如下知、 對両三使慥請取状可書渡候也、 印判書付次第、 実犯於為顕然者、 右代物相渡、追而可遂算用 任高札旨、 (「巻子本厳島文書」九〇号) 猶以万疋之鳥目 迎可處厳科候、 互二取遣可仕

(天正廿年) 大閤様

八月廿四日 御朱印

奉行

宮島

六 豊臣秀吉朱印状

有之者、 算用候、 被渡置候 京都大坂と名護屋之間、 召出遂糺明、実犯於為顕然者、 次銭定之儀被仰付候、奉行共之判形之任高札之旨、及異儀族 則関白殿如下 知、 海陸続夫次馬次舟仕候所々江、 印判書付次第、 速可処厳科候、委細大一坊 右之代物相渡、 (「長府家老家什書写」) 公用百貫文宛 追而可遂

> 之条々猶違背族ハ搦捕可上候、 被聞古候共、其所之町人百姓可被加御成敗候也 山路少兵衛・大嶋又右衛門可申聞候、 可被御誅罰、 猶以万疋□□□たるへき事、 若見隠聞隠に付てハ以後 右

七 豊臣秀次朱印状 (東京大学史料編纂所写真帳『尊経閣古文書纂三四』)

京大坂より名護屋迄継馬 つき夫次飛脚之事

京よりハ 関白殿御朱印

名こやよりハ 大閣様御朱印

大坂よりハ

北政所殿御をして

京より

ひやうこまて あかしまて 十八里

あかおまて ひめちまて

かたかみまて 五里

やかけまて おか山まて 七里 七里

ミはらまて かんなへまて 七里 七里

さいてうまて

七里

をかたまて ひろしまゝて 八里 七里

くかまて

七里

天神苻まて はなおかまて 五里 八里

あかまかせきまて はふまて 山中まて 七里

(11)

右条々堅被相定置畢、 八 御定、 馬二者一里ニ付而、 御朱印御をしてうけ取をき、右の預ケ置せられ候御公用を、 右之所々ニー文つかひの精銭百貫文宛被置候条、 京よりハ 御朱印御をして所持もの、つき馬つき夫之事、たとひ御諚之由達 馬之荷一駄三十貫目たるへき事 なこやよりハ 大坂よりハ 天正廿年八月日 而申候といふ共、御公用にをいてハ、不可相渡候、其者わたくし ひく、所之奉行として相わたし、追而可遂算用之事 人夫之荷物壱荷拾貫目たるへき事 つき飛脚壱人壱里ニ付三文宛、十里のふん合三十文之事 継夫壱人壱里に付て四文宛、十里之分合四十文之事 馬一疋壱里に付て精銭十文あて、十里のふん合百文之事 き飛脚つき夫に被下駄ちん運ちんの事 右之所々に一文つかひの精銭百貫文宛をかせられ候、 なこやまて 料足を出し候ハヽ、御定のことく駄ちん運ちんをとり可罷出事。 豊臣秀次朱印状 以上百七十里 ふか江まて なしまって むなかたまて 京大坂よりなこや迄つき馬次夫之事 こくらまて 可相渡候事 大閣様御朱印 北政所殿御をして 関白殿御朱印 (秀次朱印) 精銭拾文宛、 可守其旨者也 九里 六里 七里 五里 十里之分合百文哉之事 (内閣文庫 「古文書 次馬つき飛脚如 然者継馬つ 武州十二」 其た 右条々堅被相定置訖、 九 之候間、 御朱印無之もの、自分之代物を出し、 御朱印御をして請取置御書付之ことく、右之御公用所の奉行とし 馬の荷一駄三拾貫目たるべき事 馬には一里に付て、精銭拾文宛、十里の分合百文哉事 とく何銭たてと増を入て可請取事 継飛脚に可被下ために候、但奉行相紛悪銭を遣候ハヽ、 路次中所々に一文つかひの精銭百貫文宛をかせられ候ハ、 京よりハ 駄賃馬人足かり候ニおゐてハ、上より被下候ことく、 御朱印御をして被遣候条、任其旨相渡、 馬之荷一駄三拾貫目たるへき事 ことたるへく候間、 つき馬つき夫之事、 人夫の荷物一荷拾貫目たるべき事 つき夫一人一里に付て四文宛、十里の分合四拾文哉事 なこやよりハ 大坂よりハ 天正廿年八月日 次馬次夫之事、 人夫之荷物一荷拾貫目たるへき事 次夫一人一里二付而四文宛、十里之分合四拾文哉之事 御をしての旨にまかせ相渡、 豊臣秀次朱印状 京大坂よりなこや迄つき馬次夫次飛脚之事 かし可申事、 一切不可許容候事 右之御朱印御をして無之候者 関白殿御朱印 大閤様御朱印 北政所殿御をして (秀次朱印) 右之御朱印御をして無之て申懸候ハヽ、 若於相背者、 一切不可許容事 (『不破郡史 上巻』所収「赤坂町安楽寺所蔵文書」) 兵庫奉行 追而可遂算用之事 可被處嚴科者也 駄賃馬人足かり候におゐて 追而可遂算用 かりことにて可有 御定のこ つき馬 カュ

ŋ

右條々堅被相定置訖、若於相背者、 右之御定のことく、私の公用を出させ駄賃馬人足加可申事 可被處嚴科者也 御定、可相渡候事 右之所々ニー文つかいの精銭百貫文宛被置候条、 なこやよりハ 大閣様御朱印 次馬つき飛脚如

天正廿年八月 豊臣秀次朱印

Ш

-0 豊臣秀次朱印状

京大坂よりなこや迄つき馬次夫之事

京よりハ 関白殿御朱印

なこやよりハ 大坂よりハ 北政所殿御をして 大閣様御朱印

右之所々ニー文遣之精銭百貫文宛被置候条、次馬つき飛脚如御定 可相渡候事

次夫一人一里二付而四文宛、十里之分合四拾文哉事 馬二者一里ニ付而、 精銭拾文宛、 十里之分合百文哉事

人夫之荷物一荷拾貫目たるへき事

馬之荷一駄三拾貫目たるへき事

御朱印御をして被遣候条、任其旨相渡、 追而可遂算用事

次馬次夫之事、右之御朱印御をして無之候ハヽ、 かりことにて可

有之候間、一切不可許容事

駄賃馬人足かり候ニおゐてハ、上より被下候ことく、 かし可申事、 駄賃之高下

右条々堅被相定置訖、 天正廿年八月日 (秀次朱印) 若於相背者、 可被處嚴科者也

花岡奉行

豊臣秀次朱印状

(「長府家老家什書写」)

京大坂よりなこや迄つき馬次夫之事

京よりハ 関白殿御朱印

大坂よりハ 北政所殿御をして

(花岡八幡宮文書)

馬荷一駄三拾貫目たるへき事

人夫之荷物一荷拾貫目たるへき事

馬二者一里二付而、精銭拾文宛十里之分合百文哉事

次夫一人一里二付而四文宛、

十里分合四拾文哉事

御朱印御をして被遣候条、任其旨相渡、

次馬次夫之事、 右之御朱印御をして無之候者、 追而可遂算用事 かりことにて可有

之候間 一切不可許容事

駄賃馬人足かり候ニおいてハ、上より被下候駄賃之高下なく、

カュ

右之条堅被相定置訖、 若於相背ハ、 可 被處嚴科者也

天正廿年八月日 秀次公御朱印

天神府宿奉行

し可申候事、

豊臣秀次朱印状

(宮内庁書陵部 「豊臣家朱印状」)

京大坂よりなこや迄つき馬つき夫継飛脚之事

京よりハ 関白殿御朱印

大坂よりハ 北政所殿御をして

なこやよりハ 大閣様御朱印

脚に可被下ために候、 路次中所々に一文遣の精銭百貫文宛をかせられ候ハ、 但奉行相渡悪銭ヲ遣候者、 御定のことく何 つき馬継飛

銭たてと増を入て可請取事

馬には一里ニ付て、 つき夫壱人一里ニ付て四文宛、 精銭拾文宛、 十里の分合四拾文哉事 拾里の分合百文哉事

馬の荷壱駄三拾貫目たるへき事

人夫之荷物

御朱印御をして請取置御書付のことく、 一荷拾貫目たるへき事 右の御公用所之奉行とし

御をしての旨にまかせ相渡、追而可遂算用事

ことたるへく候間、 つき馬つき夫の事、 右之御朱印御をして無之候て申懸候者、 一切不可許容事 かり

てハ、 御朱印無之もの、自分の代物を出し、たちん馬人足かり候におゐ 右之御定のことく、 私の公用を出させ、 駄賃馬人足かし可

右條々堅被相定置訖、若於相背者、 可被處嚴科者也

天正廿年八月日 御朱印

深江

Ξ 豊臣秀次朱印状

(内閣文庫「古文書 武州十二」)

大坂よりハ 大坂よりなこやへ次舟 北政所殿御印

関白殿 御朱印

なこやよりハ 大閤様 御朱印

但奉行相紛悪銭を遣候ハヽ、御定之ことく何銭にても増を入可請 取之事 右浦々ニー文遣之精銭百貫文宛被置候者、次舟ニ可被下ためニ候、

里之分合弐百文哉事 次舟四たんほたるへく候、 壱艘一里ニ付て、 右之公用廿文宛、十

御定之御朱印御印めいく、請取置、 自然御朱印御印無之族、次舟之儀雖申付、 次舟ニ公用遣之、追而算用 不可許容事 可

右条々若違犯輩、 天正廿年八月日 忽可被處厳科者也 (秀次朱印)

兵庫

四四 豊臣秀次朱印状

(「巻子本厳島文書」八九号)

大坂よりなこやへ次舟

大坂よりハ 北政所殿御印

豊臣秀次朱印状 大坂よりなこやへ次舟

五五

大坂よりハ 北政所殿 御印

なこやよりハ 大閤様 関白殿 御朱印 御朱印

但奉行相紛悪銭被遣候ハヽ、御定之ことく何銭にても増を入可請 右浦々ニー文遣之精銭百貫文宛被置候ハ、次舟ニ可被下ためニ候、

里之分合弐百文哉之事 次舟四たんほたるへく候、 壱艘一里ニ付て、右之公用廿文宛、十

右条々若違乱輩、 自然御朱印御印無之族、次舟之儀雖申付、 忽可被處厳科者也

御定之御朱印御印めいく、請取置、

次舟ニ公用遣之、追而算用可

不可許容事

天正廿年八月日 (秀次朱印

下のせき

関白殿御朱印

なこやよりハ 大閤様御朱印

但奉行相紛悪銭を遺候ハヽ、御定のことく何銭にても増を入可請 右浦々一文遣之精銭百貫文宛被置候ハ、次舟ニ可被下ためニ候、

里之分合弐百文哉事 次舟四たんほたるへく候、壱艘一里ニ付て、右之公用廿文宛、十 取事

仕候、 御定之御朱印御印めいく、請取置、 自然御朱印御印無之族、 次舟之儀雖申付、 次舟ニ公用遣之、 不可許容候事 追而算用 可

右条々違犯之輩、 忽可被處嚴科者也

天正廿年八月日 関白様

御朱印 宮嶋

(佐甲家文書)

二六 豊臣秀次朱印状

(『尊経閣古文書纂 三四

大坂よりなこやへつき舟

京よりハ 大坂よりハ 北政所殿御をして 関白殿御朱印

なこやよりハ 大閣様御朱印

被下ために候、但奉行相紛悪銭をつかひ候者、御定のことく何せ 右浦々ニー文つかひの精銭百貫文あて置せられ候ハ、つき舟ニ可 んにても増を入可請取事

継船四たんほたるへく候、壱艘壱里ニ付、右之公用廿文にて十里

之分合弐百文哉事

御定之御朱印御をしてめいくく請取置、 可許容事 用可仕候、 自然御朱印御をして無之族、 つきふね之儀雖申付、不 つきふねニ遣之、追而算

右条々若扵違乱之輩者、忽可被處厳科者也

天正廿年八月日 (秀次朱印)

下のせき

豊臣秀次朱印状

二七

(「長府家老家什書写」)

次飛脚之事

壱人壱里二付而四文宛可相渡候也· 天正廿年九月四日 秀次公御朱印

天神のこふ奉行

二八 豊臣秀次朱印状

京より名護屋へ御道具被遣候間、 其地より明石まて継舟之事、此奉行

可相渡者也、

(天正廿年)

十月廿八日 (秀次朱印)

兵庫奉行中

二九 北政所黒印状 (『萩藩閥閲録遺漏』巻三の三「平田道伯伝来」1)

ハすへく候、ゆたん有ましく候、くハしくそつほういんより申へく候なこ屋へいそきの御ふく共つかはされ候、つぎ夫之事十人申つけつか

天正廿年十二月十二日

あかまがせき

ぶぎやう

Ξ 北政所黒印状

て少も無聊爾候様ニかたく可被申付事専要候、 名こ屋へ大事之御物被遣候間、つぎ夫三人可遣之由御諚ニ候、 (『萩藩閥閲録遺漏』巻三の三2) 尚帥法印かたより申へ

く候也 天正廿年十二月十四日 御黒印

あかまがせき

ぶぎやら

豊臣秀次朱印状

名護屋 へ御鷹鶴五被遣候間、 つき夫之事次第ノ〜ニ可送届之候也

(『萩藩閥閲録遺漏』巻三の三3)

(天正廿年)

十二月廿四日 秀次朱印

赤間関奉行中

豊臣秀次朱印状

(「古文書纂」三)

(『萩藩閥閲録遺漏』巻三の三4)

此鷹名護屋へ被遣候間、荷物之事民部卿法印目録之旨ニまかせ、つき く、二可送届者也、

(天正廿年)

十二月廿八日 秀次朱印

赤間関舟奉行中

豊臣秀次朱印状 (東京大学史料編纂所謄写本『続常陸遺文 十』)

為御使、 吉田修理亮名護屋へ被遣候間、うしまと迠継舟壱艘申付、 可

正月七日 秀次朱印 (赤穂カ)

舟奉行中

三四 豊臣秀次朱印状

(島根県立博物館所蔵文書)

可送届者也、 為御使、 吉田修理亮名護屋へ被遣候間、 荷物廿荷之分、つき夫を以

(文禄二年)

正月七日 (秀次朱印)

冨田代官中

やく壱人申つけ、さう!くつかハすへく候、すこしもゆたん有ましく 北政所さまより名こ屋へ御いそきの御用候てつかハされ候、つぎひき 三五 くハしくそつほういんより申へく候也 北政所黒印状 (長井家文書1・『萩藩閥閲録遺漏』巻三の三5)

文禄弐年正月十九日 (北政所黒印)

あかまかせき

ふきやう

於油断者可為曲事、 候、然者如 於此方海舟之船頭二相尋候處二、三端帆式艘二千貫口可相積之由申 仰遣候、 北政所黒印状 御定、 信州河中嶋より苧口千貫目、 舟中にて苧ぬれさるやうニ可仕口、猶帥法印可申 継舟申付、早速可相届候、 (長井家文書2・『萩藩閥閲録遺漏』巻三の三6) 火急之御用候間、少も 至名護屋被召寄候条、

文禄弐年二月朔日 (北政所黒印)

下之関役人

三七 北政所黒印状

様御諚に候、然者御つゝら弐ツ・小箱壱ツ被遣候、 申付、其所ゟ次之一泊まてさいりやうを相そへ、慥ニ可渡旨、北政所 急度被仰遣候、なこやへ大事之御道具并御小袖共被為参候、人足壱人 (『萩藩閥閲録遺漏』巻三の三7) 猶帥法印可申候也

て、相そへ進之候、以上物数四ツ也追而上むしろつゝミの箱一出之候

文禄弐年二月六日 御黒印

あかまかせき

奉行

念を入申つけ、はやく相とゝけ申へく候、くハしくそつほういんより―― 付、さうくへつかハすへく候、大事之御物にて候間、 なこ屋へ御いそきの御のふの御小袖つかハされ候、 三八 北政所黒印状 (長井家文書3・『萩藩閥閲録遺漏』巻三の三8) つき夫の事弐人申 ぬれさるやうに

文禄弐年

可申候也、

二月十 一日(北政所黒印

あかまかせき

ぶぎやう

く候、くハしくそつほういんより申へく候也 たんほ壱そう申つけ、さうくくをくりとゝけ申へく候、 ゆたん候まし

二月十二日(北政所黒印

しものせき 舟奉行

大閣様 四〇 御召之江川酒弐荷、并女大夫・津田右兵衛尉・弥石与次郎・ **帥法印歓仲書状**(折紙) (長井家文書4・『萩藩閥閲録遺漏』巻三の三10)

諚候也、 可被申付之候、即御墨印被遣候、尚以自我等右之通堅可申渡候旨 壱艘早々被申付、其所々へ慥可被送届候、 八幡之笛助左衛門・森喜太郎、 恐々謹言、 至名護屋被召下候、継舟之事、四反帆 御急之御用候条、無御油断 御

帥法印

歓仲 (花押)

辻甚左衛門尉殿

尼崎

二月十二日

兵庫増田六左衛門殿

下代殿

播州室

舟奉行殿

舟奉行口

舟奉行殿

下関

舟奉行殿

舟奉行殿

け、其所々へたしかにをくりとゝけ申へく候、ゆたん候ましく候、く 名こやへ女のふつかまつり候ちぼ大夫めしくたされ候、伝馬壱疋申つ 北政所黒印状 (長井家文書5・『萩藩閥閲録遺漏』巻三の三11)

ハしくそつほういんより可申候也、

二月十二日(北政所黒印

あかまがせき

ぶぎやう

北政所様よりなこや一个御物の御つゝら壱ツつかわされ候、つき夫の事 四二 北政所黒印状 (長井家文書7・『萩藩閥閲録遺漏』巻三の三13)

くハそつほうゐんより申へく候也、一一では、「如う」という。「如う」というない。「如う」と、つかわすへく候、ゆたんあるへからす候、くわし

文禄弐年二月十五日 (北政所黒印)

あかまがせき

断可送届者也、 名護屋へ能道具被遣候者、 四三 豊臣秀次朱印状 荷物四拾五荷分、所之傳馬人足已下、無由 (東京大学史料編纂所影写本「古文書纂」二九)

文禄二年二月廿二日 (秀次朱印)

(追記)

両口

久兵衛

付、無由断可送届者也、名護屋へ醫師三十五人并下々其外奉行之者被遣候、 四四四 豊臣秀次朱印状 (東京大学史料編纂所影写本「塩飽島文書」) 八端帆継舟弐艘申

文禄二年二月廿八日)(秀次朱印

しはく船奉行中

ぶぎやう

と入ぬれさるやうに念を入可申付候、くハしくそつほういんより申へ いそきの御用候、 う申つけ、さう/<其さき/<へたしかにをくりとゝけ申へく候、御</p> 名こ屋へ御てつはうの薬御やりくたされ候、つき舟之事四たんほ壱そ 北政所黒印状(『萩藩閥閲録遺漏』巻三の三「大玉新右衛門家蔵書」15) 由断候ましく候、大事之御薬御やり候へく候、ゆな

文禄二年三月二日

下の関

舟ぶぎやう

豊臣秀次朱印状

(「塩飽島文書」)

継舟ニて可送届者也、 竹俣和泉事、 至名護屋被指下候、然者上下弐拾人并荷物儀十荷之分、

文禄弐年三月四日)(秀次朱印)

塩飽舟奉行中

竹俣和泉事、至名護屋被差下候、然者上下弐拾人并荷物儀拾荷之分、 **豊臣秀次朱印状** (東京大学史料編纂所影写本「神田孝平氏所蔵文書」)

継舟ニて可送届者也

文禄弐年三月四日 (秀次朱印) おんとの瀬戸舟奉行中

御ちやつほ被上候、次夫拾人はぶ迄七里の分、路銭弐百八十文可遣之、(***) 豊臣秀吉朱印状 (『下関市史 資料編Ⅳ』所収「伊藤家文書」) 一人ニ付て一里四文宛也、 舟ヨリつほあけ候手傳可申付候也

文禄二年三月五日) (秀吉朱印)

赤間関奉行

] 念を入可申付候、少もゆたん候ましく候、くわしくそつほうゐん |八甲付、さう / \其さき / \おく切つかわすへく候、大事之御物ニ [可申候也、 名乙屋へ御のふだうく入候御つゝら弐ツつかわされ候、つき夫之事l壱l 四九 北政所黒印状 (長井家文書8・『萩藩閥閲録遺漏』巻三の三4)

文禄弐年三月六日 (北政所黒印)

申付へく候、くハしくそつほういんより申へく候也、へをくりつかハすへく候、大事之御物候、少もぬれさるやうに念を入 名こやへ大かう様御かがミ并御きやうだい其外御道具御下しなされ 五〇 北政所黒印状 (長井家文書15:『萩藩閥閲録遺漏』巻三の三16) 候、御<u>急</u>之御用候間、つき舟壱そう四たんほ申つけ、早々其さきノ〜

文禄弐年三月十八日 (北政所黒印)

五 帥法印歓仲書状

印被遣候、猶自拙者も堅可申付之由、 付、其先々可被送届候、 名護屋へ御鏡并御鏡台其外御道具共被遣候条、 付候、大事之御物候間、 少もぬれさるやう念を入可被申付候、 段御急之儀候間、於浦々滯留無之様可被申 御諚候、 (『萩藩閥閲録遺漏』巻三の三15) 恐々謹言 継舟四端帆壱艘被申 則御墨

(文禄二)

帥法印

(花押)

三月十八日

兵庫 室

上関 瀬戸

(裏書)「名護屋迄以六端帆送之、御奉行小嶋長介殿也

北政所黒印状

(『萩藩閥閲録遺漏』巻三の三17)

念を入申付へく候、くわしくハそつほうゐんゟ申へく候也、付、其さき / ^ へたしかにおくりつかわすへく候、大事之御物に候間、 なこやへ御いそきの御のふの御道具つかわされ候、 文禄弐年三月廿日 御黒印 つき夫の事壱人申

あかまがせき

ぶぎやう

めのことく壱「 つきひきやく壱人、大坂まて夜中ニ「 五三 豊臣秀吉朱印状]つゝ可遣之候也 (長井家文書9・『萩藩閥閲録遺漏』巻三の三18) 可相届候、 然者御さた

文禄二年四月二日 (秀吉朱印)

赤間関「

五四 北政所黒印状 (長井家文書10・『萩藩閥閲録遺漏』巻三の三19)

名こやへ御急之御道具御つゝら[念を入可申付候、くわしくそつほういんより申へく候也、 」其さき/\へたしかに送りつかわすへく候、大事之御物に れ候、つき夫弐人申付、

文禄弐年卯月七日 (北政所黒印)

あかまがせき

北政所黒印状 (長井家文書11・『萩藩閥閲録遺漏』巻三の三20)

名こ屋 ねんを入可申付候、くわしくそつほうゐんより申へく候也、付、さう/~其さき/~へおくりつかハすへく候、大事之御物候間、 へ御いそきの御物こもつ

ゝミ五ツつかわされ候、つき夫弐人申

文禄弐年卯月十三日 (北政所黒印)

あかまかせき

ふきやう中

御急事候、念を入可申付候、くハしくそつほういんより申へく候也、さうく、其さきノ、へたしかに送りつかハすへく候、大事之御物取分 名こ屋へ御急之御物こもつゝミ弐ツつかはされ候、つぎ夫壱人申付、 五六 文禄弐年六月二日 (北政所黒印) 北政所黒印状 (長井家文書12・『萩藩閥閲録遺漏』巻三の三21

あかまか関

奉行中

ほういんより可申候也、 つけ、早々其さきノへたしかに送り可遣候、大事之御物にて候間、 名こ屋へ御いそきの御物こもつゝミ五ツつかハされ候、つぎ夫弐人申 五七 北政所黒印状 (「古文書纂」三十五、『萩藩閥閲録遺漏』巻三の三22

文禄弐年六月十三日 (北政所黒印)

かまか関

奉行中

五八 北政所黒印状

もつゝミ「

人申つけ、

(長井家文書13)

早々「 口間、少もぬれさるやう念を入可申付候、くハしくそつほういんより こよらす、たしかに送り可遣候、大事之御物

申 へく候也

文禄弐年六月廿二日 (北政所黒印)

あかまがせき

奉行中

豊臣秀吉朱印状

(『萩藩閥閲録遺漏』巻三の三3)

壱里ニ四文つゝ可遣候也 次ひきやく壱人、大坂まて夜中ニよらす可相届候、 然者御定のことく

文禄弐年六月廿九日 秀吉朱印

あかまかせき

つきひきやく壱人、大坂まて夜中ニよらす可相届候、 豊臣秀吉朱印状 (『広島県史古代中世資料編Ⅳ』所収「千葉文書」6) 然者御定のこと

く壱里ニ四文つゝ可遣之候也

文禄弐年六月廿九日 (秀吉朱印)

ふか江

次飛脚壱人申付、 豊臣秀吉朱印状

(『萩藩閥閲録遺漏』巻三の三24)

如御掟可相渡候也、

文禄二年七月四日 はふ「 秀吉朱印

赤間関

六二 豊臣秀吉朱印状

(『萩藩閥閲録遺漏』巻三の三25)

次飛脚壱人、夜昼によらす、 はふ迄可相届候、 御さためのことく、

里ニ四文つゝ役銭可遣候也

(文禄二年)

七月十九日 秀吉朱印

赤間関

つほういんより申へく候也事之御物候間、念を入可申る事之御物候間、念を入可申る事 壱人申つけ、さうく 其さき / へたしかに送りつかハすへく候、大 なこやへ御急之御能之御道具こもつゝミ弐ツつかわされ候、つぎ夫事 北政所黒印状 念を入可申付候、 (長井家文書4・『萩藩閥閲録遺漏』巻三の三12) 少もゆたん候ましく候、くハしくそ

] (北政所黒印)

参考史料

豊臣秀吉上洛諸泊次第写 (『小早川家文書』小早川家御什書写

〇コノ文書ハ、天正廿年、若クハ文禄二年ノモノナルベシ

太閤様御自筆

(名 島) (筑前) 一なしま同 (名 島) (筑前) ふかへとまり (筑 前) とまり

一さいてうとまり 「西条」(安整) (広島)(安整)

ミわらとまり

のま

あしやとまり 一こくらあいのま

やかけとまり(無単)

ミほうしあいの

Ė

なかとうこうとまり
(中東高)(長門)

一はふあいのま

一山中とまり 一はなをかとまり 一はなをかとまり 一はなをかとまり 一くがあいのま 「くかあいのま」 「くか、ここう

- (w B) (新 B) (か C) (か

多聞院日記三十九

(文禄二年二月廿六日条)

各下卜云々、迷惑之由也、今日大坂迄下由也、 ナラ中ノ醫者之衆ナコヤへ被召下了、五十以上ヲハ被指除了、 (後略) 京モ

佐世元嘉印判状

尚々病中之故、

用印判候、以上、

(花岡八幡宮文書)

一あか山とまり 一あか山とまり (編 前) 一かたかミあいのま (編 前) (編 前)

之御用方可有御調候 態申候、 仍張六手前より米百石之辻、旁被請取置候而、 為此令申候、恐々謹言、 (佐世紀東) (佐世紀東) 花岡御宿上下

七月十六日

元嘉 (黒印)

御手洗又右衛門殿

弘中木工允殿 地蔵院

佐世元嘉書状(折紙)

緩候、 届候、大事之物ニ候条、少茂そこね候ハぬ様、 此鐵砲中つゝ五丁・こつゝ十丁ニ傳馬弐疋にて至廣嶋、 以上、 可仕事肝要候、不可有 宿々より可送

佐與三左

元嘉(花押)

宿々諸市

五 毛利輝元付立

目代へ

(『萩藩閥閲録遺漏』巻三の一重見孫右衛門)

官人上之時泊々奉行

下関

栗屋平右衛門尉

右米之分者木原二郎兵衛、 従代官所可出之

上関

永興寺

瑞雲寺

元清衆

- 蒲刈 右米之分者久米・富田張六左衛門尉、 長徳寺 自代官所可出之

鞆

桂五郎左衛門尉隆景請取 三上七郎右衛門尉

二太右下代

右米之分者二 太右、従代官所可出之

以上

右泊々米之外入目之事者、 (文禄五) 銀子差下候之条、 相計可申付候也

輝元公

御判

佐世石見守とのへ卯月十五日

豊臣秀吉朱印状(折紙

(『檪木家文書』)

馬弐疋充可被置之候、注進次第二、 其方分領中国内 於東於於 大畠 天神苻(帝) 自然朝鮮都近辺罷出候者、可及注進由、 急度被仰出候、 差遣候、御自身被成御懸付、悉被討果、大明迄即時可被仰付候、然者、 朝鮮へ被差遣御人数、悉令渡海之由候、就其、大明人 可被成御懸付之ために候、猶増田 下関、此五ケ所ニ、早船弐艘充 被仰遣候、御人数者今度早被 (『毛利家文書』九〇八号)

(慶長二年)

右衛門尉、長東大蔵太輔可申候也、

七月廿七日 (秀吉朱印)

羽柴安藝中納言とのへ

七 増田長盛書状

(広島県立歴史博物館所蔵文書)

次舟之次第の事

ひろ嶋より

備前小嶋内

備後のとも迄

備後のともより

むろより 下津井より

ひやうごより

あかしより

兵庫迄 大さか迄

右之分、次舟にて可相越旨被 仰出候間、其所々へ折紙遣候条、

(21)

堅申 付、 月廿五日 7廿五日 右衛門尉(花押)朝鮮ゟの御注進、無由断〕 無由断可差上候也

桑原二郎四郎殿

〇この文書は、宛名の人物や発給年について不明な点が多いが、豊臣政権の次船 制の一端を示す貴重な史料として収録した。

大豆

壱石八斗 壱石八斗

同人へ渡之 黒官へ渡之 佐武殿へ渡之

五斗太閣様御馬下時

大坂又右衛門殿へ渡之

大豆豆

宇都宮殿へ渡之 毛利民部太輔殿へ渡之 毛利兵吉殿へ渡之

五斗

二石 壱石 五斗

羽仁栄保米大豆小日記

御米遣方の事

伊達殿へ渡之越後宰相殿へ渡之 加賀宰相殿へ渡之家康へ渡之

拾石 五石

拾五石

壱石三斗 壱石三斗 毛利兵吉殿へ渡之

毛利民部太輔殿へ渡之

宇都宮殿へ渡之 佐竹殿へ渡之

五石 三石

四石五斗 黒官へ渡之

五十石但二日も天気悪候で逗留 壱石六斗 きふ宰相殿へ渡之 御馬や衆へ渡之

大坂又左衛門殿へ渡之

黒官へ渡之 同人賄方へ肴塩噌遣之

壱石二斗五升

壱斗六升 三 斗 太閤様へ御馬下時

壱石四斗

三吉殿 三人衆下向時かしの

民部太輔

同

かか宰相とのへ渡之 家康へ渡之

越後宰相様へ渡之 伊達殿へ渡之

大豆

三石 五石 三石

(「長府家老家什書写」)

大豆 六斗六升殿様御馬下時御馬や衆へ渡之 但天気悪敷候逗留故

壱斗五升 二目分 島津殿衆下時

天正廿年卯月口日

米大豆 小日記 羽仁次郎右衛門尉 羽仁次郎右衛門尉

前田利家家臣米大豆他請取状

九

被進もの数之事

従安藝宰相様

加賀宰相方へ

大豆 五石 拾五石

薪 弐拾荷

すくも 草 弐十荷

右請取申候、 加宰相方ゟ御直札御供可申入候、 以上、

岡田長右衛門 (花押)

中村常地

天正廿年

卯九日

村井豊後守

(花押) (花押)

羽仁次郎右衛門殿

上杉景勝家臣米大豆他請取状 越後宰相所二被差越候覚之事

0

(「長府家老家什書写」)

(22)

(「長府家老家什書写」)

一すくも 拾俵一素 弐十荷 大米三 梳 薪 米 薪米 右慥ニ請取申所実正、仍如件、 一二 某米大豆他請取状 於防州こくかの地 「鼠 巻」 一 伊達家家臣米大豆他請取状 卯月十日 請取申候者也以上、 五石 佐竹氏家臣米大豆他請取状 卯月十日 弐十荷
 1

 1

 1

 1

 1

 1

 1

 1

 2

 2

 3

 4

 5

 6

 7

 8

 9

 1

 1

 1

 2

 2

 2

 3

 4

 4

 5

 6

 6

 7

 8

 9

 9

 1

 1

 1

 1

 2

 2

 2

 2

 2

 2

 2

 3

 4

 4

 5

 6

 6

 7

 8

 8

 8

 9

 9

 1

 1

 1

 2

 2

 2

 2

 2

 2

 3

 4

 4

 < 以上右之分請取申候者、仍如件、 伊達□□者諭木七右衛門 羽仁次郎右衛門殿 羽仁次郎右衛門殿まいる 羽仁二郎右衛門殿 かく口(花押) 一 一 草 大 豆 泉津河内守(花押) 俵引 一 一 草 大 豆 弐十荷 信吉 (花押) 十五荷 (「長府家老家什書写」) (「長府家老家什書写」) (「長府家老家什書写」) 薪 糩 天正廿年卯月十日 右之分慥二請取申候也、 五俵 拾荷 宰相様内 已上七石 羽仁次郎右衛門殿まいる

同

一草

佐竹内

太縄讃岐(花押)

Long-distance communication transportation system of Toyotomi government during the invasion of the first time to Korea

Hiroyuki HONDA

For Toyotomi government to do communication between Hizen Nagoya and Kyoto Osaka and transportation quickly at the first time of invasion of Korea, a land route and a seaway were maintained and a system of long-distance communication and transportation was built.

I described this institutional purpose, the reality and the influence which gave it to several daimyos by analyzing much history material about this system and considering the process until it's legislated, the modal contents and the actual practical use situation deeply.